

# 2013年より投票が可能に

## 第9回 成年後見人の選挙権

### 成年後見制度

#### 活用の現場から

本人が認知症になって、後見人が選任されると選挙権はどうなるのでしょうか。

実は、2013年に成年被後見人（以下、本人と言います）の選挙権が回復するまでは、投票ができませんでした。そのため、この年の選挙権の回復は、成年後見業務を行う人たちにあって、衝撃的でした。

私どもでは、本人に選挙があることをお話します。認知症になっても自分なりの意見をお話される方がいます。その方に、投票に行きますか、と問いかけます。行きたいという方には、

介護タクシーなどの手配をすることにになります。選挙の際に、どのようにしているかは、後見人によって違うと思われれます。

このように選挙権は回復されましたが、それ以外にも「権利の制限」といわれるものがあります。法定後見人のうち、一定

勝司法書士法人  
勝猛一司法書士



1999年司法書士登録。成年後見・相続などに関するセミナーを多数手がけるほか、テレビ出演や、小説「相続請負人」の執筆などで、終活の重要性を解りやすく伝えている。事務所は東京・横浜・大阪の3拠点。詳細は<http://www.katsujudicialscribe.com/>まで。

の類型になると、資格や法人の役員、公務員の職について、また営業許可なども一律に欠格事由に該当するものがあります。

このように、欠格条項や権利の制限にかかる措置が定められているものは、なんと180程度もあります。

相談を受けた事例では「病院の理事長が認知症になりつつあり、法定後見人の選任申立をしたいのだけど、医療法人の役員が足らなくなってしまいうので申立ができない」「家族経営の会社の取締役が、精神障碍になったが、役員報酬を払わないと本人に収入が無くなってしまいうので申立ができない」という話もあります。

後見人が付いたことを理由に、一律に排除することは、本人が能力を発揮する機会を奪ってはいないでしょうか。あるいは、欠格事由に該当することを嫌って、法定後見の利用を躊躇しないでしょうか。

このように、一律に権利を制限することは、問題があるという考え方から、16年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。これにより、選挙権の回復に続き、一律に本人の権利を制限することについて見直しをすることになりました。